

平成20年度産業保健調査研究報告書

山口県内企業への
労働安全衛生マネジメントシステム導入支援による
労働衛生に関する対策の普及の効果について

平成21年3月

独立行政法人 労働者健康福祉機構
山口産業保健推進センター

目 次

1. 調査研究報告	1
2. 集計結果	7
(1) 支援群	9
(2) 自立群	13
3. 調査票	17
(1) 初期	19
(2) 6か月後	20
4. 講義資料	21
5. 配布資料	31

1. 調 査 研 究 報 告

【はじめに】

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)導入によって、わが国が直面している産業保健構造の変化に対応した、よりよい労働安全衛生体制を築くことができると考えられ、OSHMSの役割は大きいと考えられる。山口産業保健推進センターは、平成19年度の調査研究で、山口県内製造業事業場のうち、三分の一がOSHMSを導入しており、いくつかの導入事業場では事故、災害が減少していると報告した。一方で、導入には費用や方法に困難があり、未導入事業場も多くあった。産業保健推進センターは、相談、情報提供事業によって、事業場を支援し、産業保健活動の活性化を図っている。これまでも、OSHMS導入を働きかけてきたが、その方法は事業場からの連絡をまつ受身であり、産業保健推進センターが積極的に働きかける機会は多くなかった。そこで、今回未導入事業場にOSHMS導入を積極的に支援し、その効果があるかどうかを明らかにするため対照群との比較検討を行った。

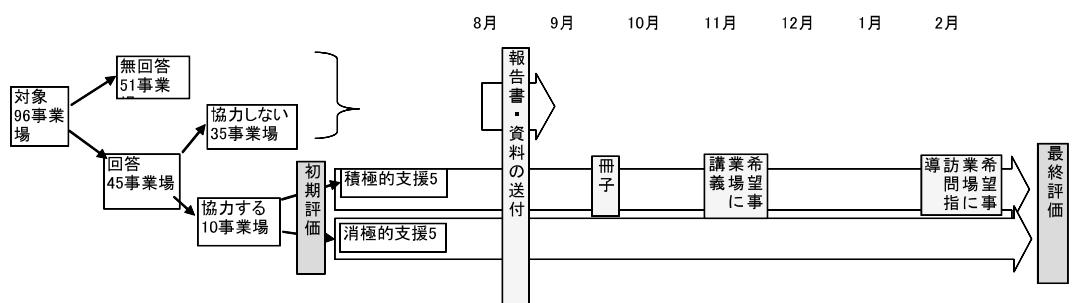
【調査方法】

対象

調査研究対象事業場を募るために、平成19年度のOSHMSに関する研究の事前調査で、山口県内製造業事業場226箇所のうち、未導入54事業場と未回答42事業場に平成20年6月に郵送文書で依頼した。45事業場から回答があり、10事業場が研究参加の意思を示した。業種と従業員規模を参考にペアをつくり、疑似乱数を用いて、ペアごとに5事業場ごとの2群に分けた(表1)。片方の群には、平成20年8月に、平成19年度事業の報告書とOSHMSに関するリーフレットの送付のみを行った(自立群)。もう一方の群には、前記資料の送付以外に、平成20年9月から平成21年2月までに、リーフレットの送付、ビジュアル資料の案内、希望事業場に講義と訪問指導を行った(支援群)。支援群への支援実施中は、プログラム開始までと同様に、産業保健推進センターのサービスの提供は

表 1. マッチングした対象事業場

業種	従業員数(人)	
	支援群	自立群
機械製造	323	133
機械製造	148	111
化学製品	213	188
食料品	170	407
食料品	227	156



どちらの群にも行った。自立群には、調査研究修了後に希望があれば、支援群と同様のサービスを提供することとした。

調査内容

最初に依頼文書とともに、OSHMS導入に関する意向を尋ね、初期評価とした。また介入が終わった後、平成21年3月（6か月経過後）に同様の調査を郵送で実施した。

評価

介入前後の変化を、2群間で対応のある検定を用いて比較した。解析は、Intention-to-treatで、初期の割り付けどおりの群間比較を行った。

【結果】

自立群の1事業場が、連絡の手違いで、介入初期から支援群と同じサービスの提供を受けた。介入終了後（6か月）の平成21年3月には、支援群の1事業場がOSHMS導入をしていた（表2）。自立群では、支援群と同じに1事業場が初期に「OSHMS導入が決定している」と回答していたが、OSHMS導入をした事業場はなかった。この事業場も含めて自立群では6か月後には「OSHMS導入が決定している」事業場はなかった。支援群では、「導入すべき」とした事業場が6か月後に増え（3事業場から4事業場で、1事業場はすでに導入していて未記入）、自立群では減少していた（4事業場から2事業場）（表3）。

反対に支援群では、今後1年内に「導入している」、「運用している」と回答した事業場は6か月後には減っていた（それぞれ2事業場が0事業場{1事業場は導入済み}、2事業場が1事業場{1事業場は導入済み}）（表4、5）。自立群では、1年内に「導入している」、「運用している」事業場は初期から0事業場で、6か月後も同じであった。2群を比較して、前後の変化で、有意な差はなかった。

今回の調査の回答者は、OSHMS導入の決定権限が必ずしもあるわけでなく、また労働者

表2. 6か月後OSHMS導入事業場
(事業場数/ 対象事業場数)

	支援群	自立群
導入事業場	1/ 5	0/ 5

表3. OSHMS導入すべき
(事業場数/ 対象事業場数)

	支援群	自立群
初期	3/ 5	4/ 5
6か月後	4/ 4	2/ 5

表4. 1年後に導入している

	支援群	自立群
初期	2/ 5	0/ 5
6か月後	0/ 4	0/ 5

表5. 1年後に運用している

	支援群	自立群
初期	2/ 5	0/ 5
6か月後	1/ 4	0/ 5

の健康管理を必ずしも決定する部署でもなかった。しかし、支援群では、OSHMS導入の決定権限があると答えた事業場が、1事業場から3事業場に増えた。また、支援群の回答者は初期と6か月後は同じ人で、自立群では2名だけが同じであった。

【まとめ】

産業保健推進センターの支援で、1事業場だけではあるが導入となったという効果があつた可能性はある。また、OSHMS導入に肯定的な回答が増えたのも支援群であった。しかし、研究参加事業場が少なく、統計的に有意な効果ははつきりしなかった。自立群とは異なり、支援群の回答者は介入前後で同じ人であり、継続的な長期支援も必要であると考える。加えて、支援を希望する事業場を増やしていく努力も必要である。

今回の調査研究では、いくつかの課題が残っている。初期の目的では、労働衛生(健康)を考慮して取り組む予定であったが、OSHMS未導入の事業場を対象としていたため、労働衛生(健康)を中心に行ったり、特化したりすることはできなかつた。また、初期計画では、40事業場を予定していた。ボランティアの事業場への呼びかけに応じてくれた事業場数は、40事業場を超えていたが、研究の対象となる事業場は少なかつた。参加事業場数が少なく、無作為割り付けをしたもの、2群が均質といいがたい。また、介入の方法、月1回の支援レターを送ることができなかつた。支援レターの内容を吟味できていなかつた。最後に初期の割り付けどおりに実施ができなかつた。盲検による分析はできたが、実施者と分析者での意思疎通が不十分で、対象事業場の群が入れ替わつた。効果が有意でなかつた理由であるかもしれないが、それ以上に対象事業場数が少ないことが理由として大きい。

今回の結果から、支援が有効と結論づけることは難しいが、積極的な助言ばかりでなく、積極的な広報周知は必要であると考える。しかし、継続的な支援には産業保健推進センターの負担も大きくなりそうであった。

【調査研究体制】

山口産業保健推進センター

所長 赤川 悅夫

基幹相談員 芳原 達也

基幹相談員 井上 正岩

基幹相談員 奥田 昌之

基幹相談員 清藤 正裕

基幹相談員 川上 靖

基幹相談員 徳原 正弘

日昔労働衛生コンサルタント事業所

所長 日昔 吉紀

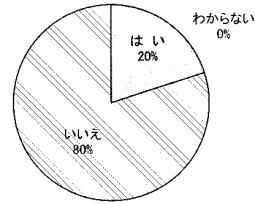
2. 集 計 結 果

OSHMS導入について
支援群 初期

6か月後
貴事業場のOSHMS導入について

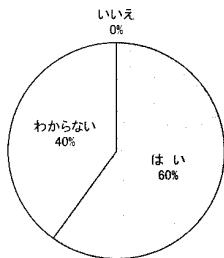
OSHMSを導入しましたか。

はい	わからない	いいえ
1	0	4



OSHMSを聞いたことがありますか。

はい	わからない	いいえ
5	0	0



OSHMSを導入するべきであると思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	2	0

OSHMSを聞いたことがありますか。

はい	わからない	いいえ
4	0	0

OSHMSを導入するべきであると思いますか。

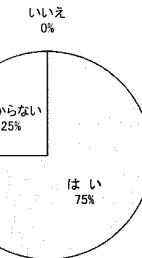
はい	わからない	いいえ
4	0	0

OSHMS導入について
支援群 初期

6か月後

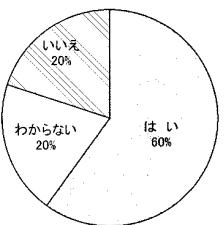
OSHMS導入には困難が多いと思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	1



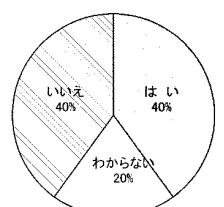
OSHMS導入には困難が多いと思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	1



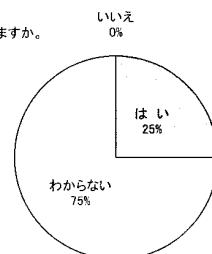
1年以内にOSHMS導入に取り組んでいると思いますか。

はい	わからない	いいえ
2	1	2



1年以内にOSHMS導入に取り組んでいると思いますか。

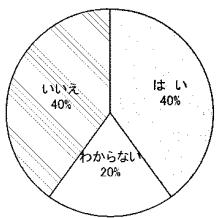
はい	わからない	いいえ
1	3	0



OSHMS導入について
支援群 初期

1年以内にOSHMSを導入していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
2	1	2



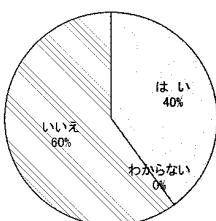
6か月後

1年以内にOSHMSを導入していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
0	4	0

1年以内にOSHMSを運用していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
2	0	3



リスクアセスメントを行っていますか。

はい	わからない	いいえ
5	0	0

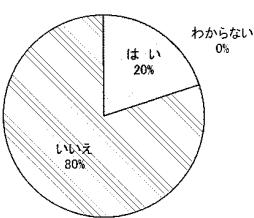
リスクアセスメントを行っていますか。

はい	わからない	いいえ
4	0	0

OSHMS導入について
支援群 初期

貴事業場にはOSHMS導入が決定されていますか。

はい	わからない	いいえ
1	0	4



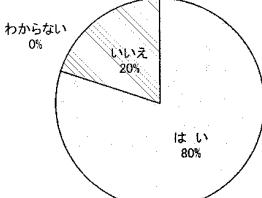
6か月後

貴事業場にはOSHMS導入が決定されていますか。

はい	わからない	いいえ
0	0	4

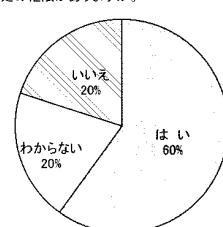
あなた(回答者)には労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
4	0	1



あなた(回答者)には労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

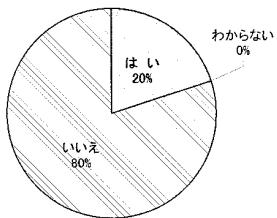
はい	わからない	いいえ
3	1	1



OSHMS導入について
支援群 初期

OSHMS導入決定の権限がありますか。

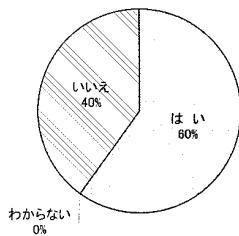
はい	わからない	いいえ
1	0	4



6か月後

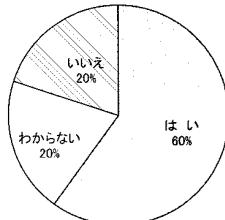
OSHMS導入決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
3	0	2



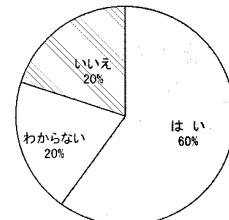
あなた(回答者)の所属部署には、労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	1



あなた(回答者)の所属部署には、労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

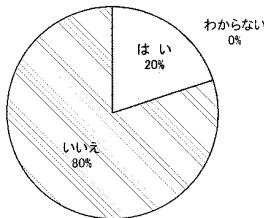
はい	わからない	いいえ
3	1	1



OSHMS導入について
支援群 初期

OSHMS導入決定の権限がありますか。

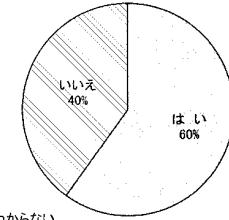
はい	わからない	いいえ
1	0	4



6か月後

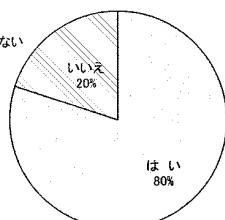
OSHMS導入決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
3	0	2



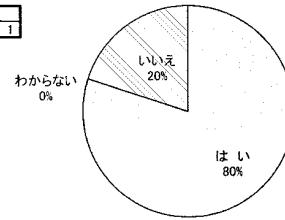
労働衛生(就労者の健康)の管理方針を決定する部署ですか。

はい	わからない	いいえ
4	0	1



労働衛生(就労者の健康)の管理方針を決定する部署ですか。

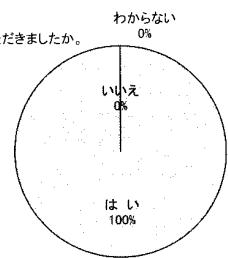
はい	わからない	いいえ
4	0	1



6か月後

最初に、あなたがこのような質問票にお答えいただきましたか。

はい	わからない	いいえ
5	0	0



OSHMS導入について
自立群 初期

6か月後

OSHMSを導入しましたか。

はい	わからない	いいえ
0	0	5

OSHMSを聞いたことがありますか。

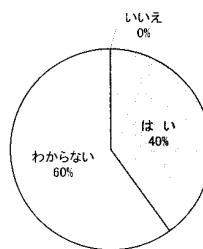
はい	わからない	いいえ
5	0	0

OSHMSを導入するべきであると思いますか。

はい	わからない	いいえ
4	1	0

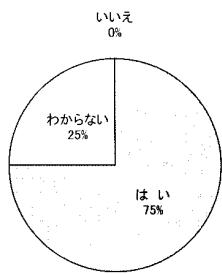
OSHMSを導入するべきであると思いますか。

はい	わからない	いいえ
2	3	0



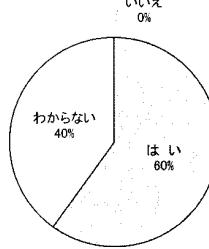
OSHMS導入について
自立群 初期
OSHMSを導入には困難が多いと思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	0



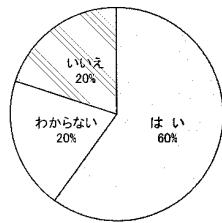
6か月後
OSHMSを導入には困難が多いと思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	2	0



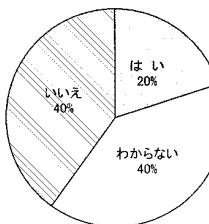
1年以内にOSHMS導入に取り組んでいると思いますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	1



1年以内にOSHMS導入に取り組んでいると思いますか。

はい	わからない	いいえ
1	2	2

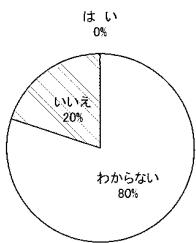


OSHMS導入について

自立群 初期

1年以内にOSHMSを導入していると思いますか。

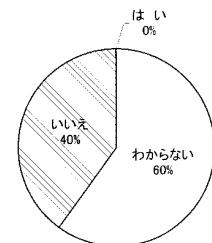
はい	わからない	いいえ
0	4	1



6か月後

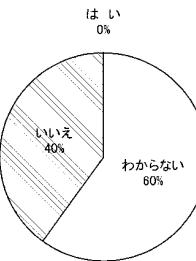
1年以内にOSHMSを導入していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
0	3	2



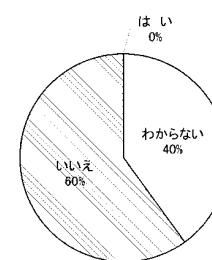
1年以内にOSHMSを運用していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
0	3	2



1年以内にOSHMSを運用していると思いますか。

はい	わからない	いいえ
0	2	3

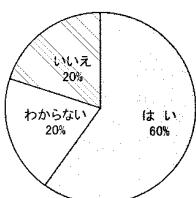


OSHMS導入について

自立群 初期

リスクアセスメントを行っていますか。

はい	わからない	いいえ
3	1	1



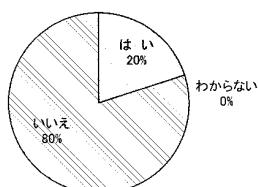
6か月後

リスクアセスメントを行っていますか。

はい	わからない	いいえ
5	0	0

貴事業場にはOSHMS導入が決定されていますか。

はい	わからない	いいえ
1	0	4



貴事業場にはOSHMS導入が決定されていますか。

はい	わからない	いいえ
0	0	5

OSHMS導入について

自立群 初期

あなた(回答者)には労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
1	0	4

6か月後

あなた(回答者)には労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

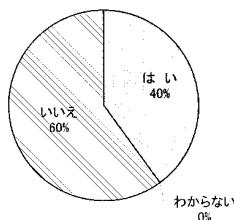
はい	わからない	いいえ
0	0	5

OSHMS導入決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
0	0	5

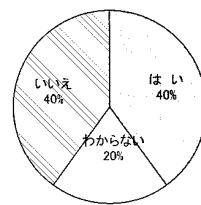
あなた(回答者)の所属部署には、労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
2	0	3



あなた(回答者)の所属部署には、労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
2	1	2

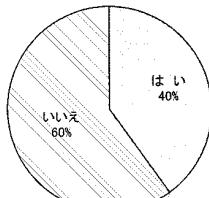


OSHMS導入について

自立群 初期

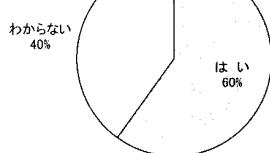
OSHMS導入決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
2	0	3



労働衛生(就労者の健康)の管理方針を決定する部署ですか。

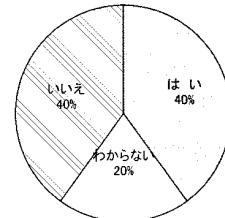
はい	わからない	いいえ
3	2	0



6か月後

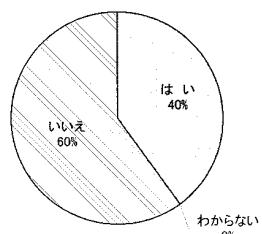
OSHMS導入決定の権限がありますか。

はい	わからない	いいえ
2	1	2



労働衛生(就労者の健康)の管理方針を決定する部署ですか。

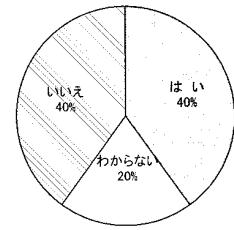
はい	わからない	いいえ
2	0	3



6か月後

最初に、あなたがこのような質問票にお答えいただきましたか。

はい	わからない	いいえ
2	1	2



3. 調 査 票

貴事業場のことについて、担当者（回答者）のご意見を書いてください。

OSHMS とは、労働安全衛生マネジメントシステムのことです。

貴事業場の OSHMS 導入について

OSHMS を聞いたことがありますか。	はい	わからない	いいえ
OSHMS を導入するべきであると思いますか。	はい	わからない	いいえ
OSHMS を導入には困難が多いと思いますか。	はい	わからない	いいえ
1年以内に OSHMS 導入に取り組んでいると思いますか。はい	はい	わからない	いいえ
1年以内に OSHMS を導入していると思いますか。	はい	わからない	いいえ
1年以内に OSHMS を運用していると思いますか。	はい	わからない	いいえ

リスクアセスメントを行っていますか。はい わからない いいえ

あなた（回答者）には

労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。	はい	わからない	いいえ
OSHMS 導入決定の権限がありますか。	はい	わからない	いいえ

あなた（回答者）の所属部署には、

労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。	はい	わからない	いいえ
OSHMS 導入決定の権限がありますか。	はい	わからない	いいえ

貴事業場には OSHMS 導入が決定されていますか。はい わからない いいえ

労働衛生（就労者の健康）の管理方針を決定する部署ですか。

はい わからない いいえ

事業所名

担当者氏名

お忙しいなかありがとうございました。お手数ですが、下記あて FAX お願いいたします。

FAX 083-933-0106

貴事業場のことについて、担当者（回答者）のご意見を書いてください。

OSHMS とは、労働安全衛生マネジメントシステムのことです。

Q1 貴事業場の OSHMS 導入について

OSHMS を導入しましたか。 はい わからない いいえ

「はい」の場合、Q4 へお進みください。

「わからない」「いいえ」の場合、続けてお答えください。

OSHMS を聞いたことがありますか。 はい わからない いいえ

OSHMS を導入するべきであると思いますか。 はい わからない いいえ

OSHMS を導入には困難が多いと思いますか。 はい わからない いいえ

1 年以内に OSHMS 導入に取り組んでいると思いますか。 はい わからない いいえ

1 年以内に OSHMS を導入していると思いますか。 はい わからない いいえ

1 年以内に OSHMS を運用していると思いますか。 はい わからない いいえ

Q2 リスクアセスメントを行っていますか。 はい わからない いいえ

Q3 貴事業場には OSHMS 導入が決定されていますか。 はい わからない いいえ

以下、全員共通

Q4 あなた（回答者）には

労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。 はい わからない いいえ

OSHMS 導入決定の権限がありますか。 はい わからない いいえ

Q5 あなた（回答者）の所属部署には、

労働安全衛生の対策方針決定の権限がありますか。 はい わからない いいえ

OSHMS 導入決定の権限がありますか。 はい わからない いいえ

Q6 労働衛生（就労者の健康）の管理方針を決定する部署ですか。

はい わからない いいえ

Q7 最初に、あなたがこのような質問票にお答えいただきましたか。

はい わからない いいえ

4. 講 義 資 料

「OSHMS導入について」

1. はじめに
2. OSHMS の目的
3. OSHMS の3本柱
4. OSHMS の3本柱を支える重点事項
5. OSHMS 導入の準備
6. OSHMS の進め方
7. リスクアセスメントの実施例
8. OSHMS の取り組み状況

2. OSHMSの目的

- 厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成18年3月改正)より

☆この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

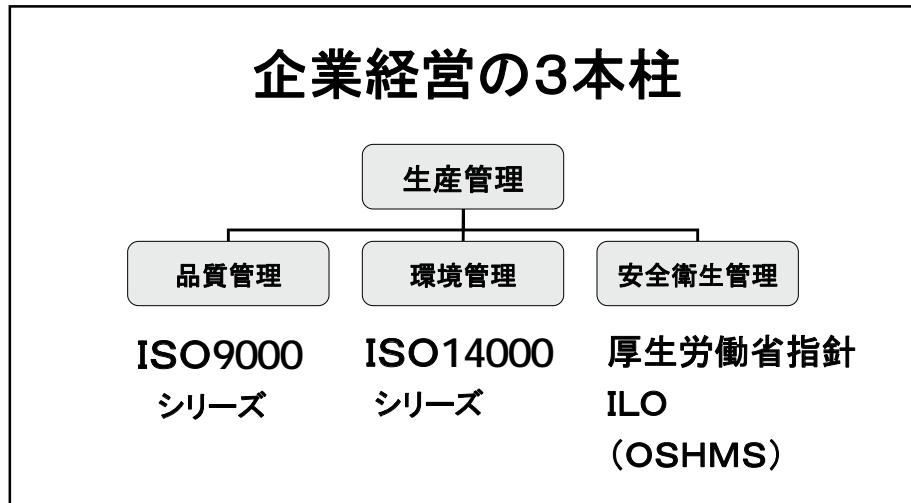
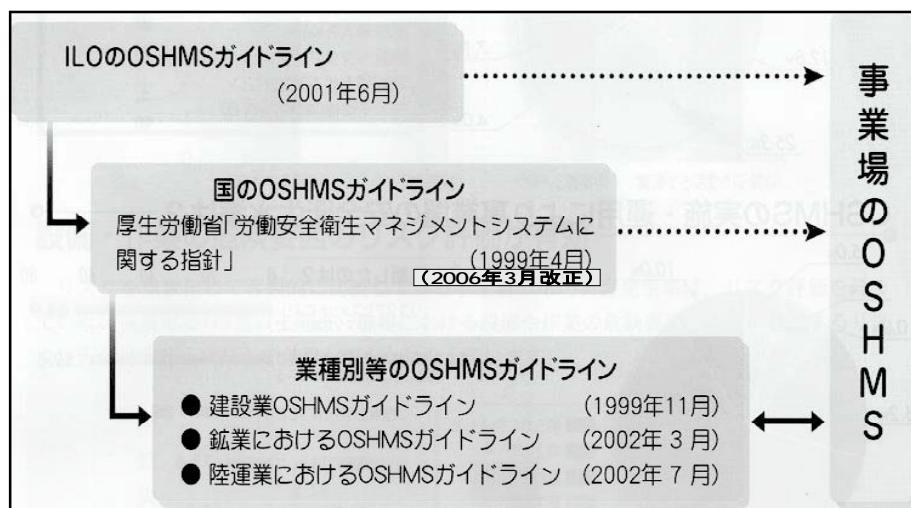
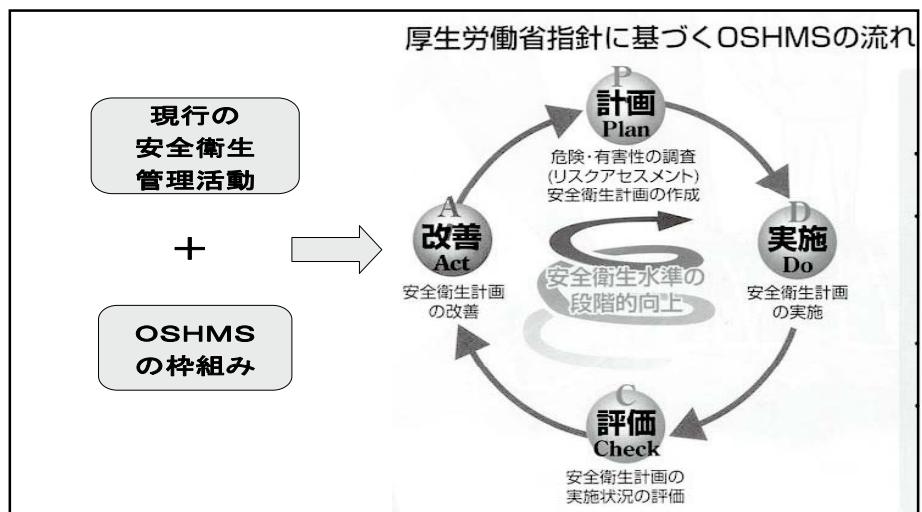
これまでの労働安全衛生管理とOSHMSとの比較

これまでの労働安全衛生管理 【経験型管理】

- 現場の取組みに依存した活動
- 同種災害の再発防止、法令遵守に主眼を置いた「経験則」的活動
- 対策の優先順位に係る明確な指標がない
- 計画・実施が主体で評価・監査が不十分

OSHMSによる安全衛生管理 【「先取り」型管理】

- 経営トップの方針に基づく計画的・体系的な活動
- リスク低減に主眼を置いた「先取り」的活動
リスクを評価し、リスクの高いものから優先的に対策を講ずる
- PDCAサイクルによる安全衛生水準の段階的向上



なぜ、OSHMSが必要か？

1. 事後管理から事前管理へ
2. スタッフ管理からライン管理へ
3. 企業の安全衛生方針の明確化
4. 意思疎通や情報伝達の活発化
5. 安全衛生の計画的な管理

OSHMSによる企業のメリット

1. 現場作業者(災害予防情報を一番必要とする)の参加
⇒ 従業員が明るい気分で災害防止に取り組める
2. 職場にある危険有害要因の除去、低減
⇒ 災害発生の減少
3. 生産管理、品質管理と同様、安全衛生管理も職制のラインで実施 ⇒ 効率的な作業管理ができる
4. PDCAサイクルをまわす
⇒ 安全衛生活動の進行度が確認できる
5. 現在の安全衛生活動に上乗せ
⇒ 安全衛生管理のレベルアップが図れる

3. OSHMSの3本柱

- ・経営トップの安全衛生方針表明
(安全衛生目標の設定)

- ・安全衛生計画の作成および実施
(実施結果の評価改善)

- ・システム監査による評価改善
(システム見直し)

4. OSHMSの3本柱を支える重点事項

- 4-1. 情報の伝達、意見の交流
- 4-2. 職制による災害予防の推進
- 4-3. リスクアセスメント(RA)の実施
- 4-4. 安全衛生管理の基本の充実

最近のRA関連指針

1. 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
（「RA指針」平成18年3月10日、公示第1号）
2. 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（「化学物質RA指針」）
（平成18年3月30日、公示第2号）
3. 「機械の包括的な安全基準に関する指針」
（平成19年7月31日、基発第0731001号）
（適用範囲：機械の製造者等及び使用事業者）
以上、「OSHMSに関する指針」
（平成18年3月10日改正、厚生労働省告示第113号）
の具体的実施事項として位置付けられた。

リスクアセスメント (RA) とは

1. 事業場のあらゆる危険有害要因の特定(洗い出し)
2. それらのリスクの大きさを見積り、評価し
3. 労働者保護の視点から、許容できないものを個別に具体的に明らかにすることを体系的に進める手法



実施方法を確立し、効果的に運用、
職場の本質安全化が実現して、安全衛生水準が向上！！

リスクアセスメント(RA)の基本的な手順

手順1：危険性又は有害性の特定

手順2：リスクの見積り・評価

手順3：リスク低減措置の内容検討

手順4：リスク低減措置の実施

手順5：残留リスクへの対応・周知

手順1. 危険性又は有害性の特定

- ・安全衛生パトロールの実施結果
- ・管理監督者による職場巡視の実施結果
- ・発生した職場災害の報告
- ・ヒヤリハットキガカリ報告
- ・作業環境測定および健康診断の実施結果
- ・監督者による職場作業者からの聞き取り
- ・職場作業者からの提案

手順2：リスクの見積り（例）

※「リスクの見積り」とは…

危険有害要因による怪我や健康障害の可能性と、ひどさを考えたもの

リスクの見積り例



1. 傷害のひどさ

『死亡・重大災害等』、『軽傷災害』、『微小災害』など

2. 傷害の可能性

『確実である』、『可能性がある』、『殆どなし』など



3. 暴露の頻度

『頻繁にある』、『時々ある』、『めったに無い』など

手順③：リスク低減措置の内容検討

* リスクレベル評価の結果、リスクの除去や低減が必要とされたものについて、対策を検討する(前提:法令遵守)。

1. 設計・計画段階の措置：危険有害作業の廃止、変更等

2. 工学的対策：ガード、安全装置、局部排気装置等
(人の意識に依存しない対策)

3. 管理的対策：作業マニュアル整備、立入り禁止措置、
教育訓練等

* 上記措置・対策で除去・低減しきれなかったリスクに対して
：

4. 《個人用保護具の使用等》

RA 3つのポイント

1. 危険性又は有害性の特定

(方法:職場パトロール、作業者からの聞き取り、
作業手順類、各種情報収集等)

☆「どうしたら怪我や健康障害につながるか、初心に
返って！」



2. リスクの見積り

(傷害のひどさ、傷害の可能性、暴露の頻度)

☆「常識的に、最も重いもので判定！」



3. リスク低減のための優先度の設定

リスク低減措置の内容検討

(機械設備の安全化、作業環境の改善、作業方
法の改善)

☆「大きなリスクの低減はハード対策中心で！」

(本来はこれ！これを忘れたら KY と一緒に！)

「ハード対策ができなければ、ソフト対策を！」

「ただしソフト対策では、人がルールを守る

とは限らないので、対策の徹底が必要！」

(残留リスクの管理が大切)



安全配慮義務免責のために 事業者がすべきこと

危険予知の義務

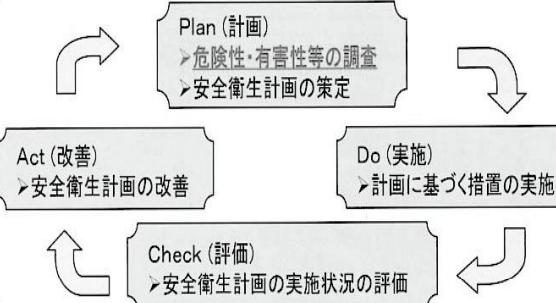
- ・危険源の特定
- ・危険性の事前評価

結果回避の義務

- ・危険の除去
- ・残留危険の周知

リスクアセスメントの狙いそのもの
(事業者が安全配慮義務を尽くしたこと
を証明するためにも必要)

経営トップによる安全衛生方針の表明



5. OSHMS導入の準備

5-1. 経営トップおよび幹部に、OSHMS採用 の理解を得る

5-2. 安全衛生管理活動の現状把握

5-3. OSHMS導入の関係者に対する教育

5-4. OSHMS実施の枠組み作り

5-5. OSHMS実施に必要な規程、様式の整備

5-6. OSHMSの試行

5-6. 「OSHMSの試行」

(例)

- ・システムをまず部分的に取り上げ、実施

RAをまず導入(1年目)
(モデル職場を選定し、安全衛生スタッフが
現場と一緒にになって、全社展開前に実施)



OSHMSの導入(2年目、モデル職場のみ)



OSHMSの導入(3年目、全社展開)

6. OSHMSの進め方

- 6-1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
- 6-2. 安全衛生目標の設定
- 6-3. 安全衛生計画の作成
- 6-4. 安全衛生計画の実施
- 6-5. 同実施結果の評価改善
- 6-6. システム監査の計画実施
- 6-7. 同上実施結果に対する評価改善
- 6-8. システムの見直し

5. 配 布 資 料

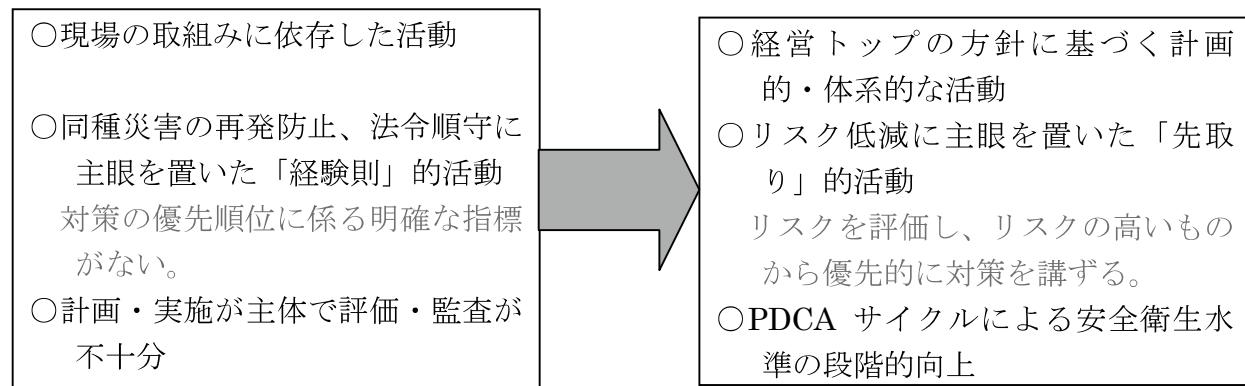
労働安全衛生マネジメント

OSHMS Occupational Safety & Health Management System

労働安全衛生マネジメントは、自主的な安全衛生活動で、危険防止を総合的に企画立案し、実行仕組みのことです。

以前の労働安全衛生管理

OSHMS による安全衛生管理

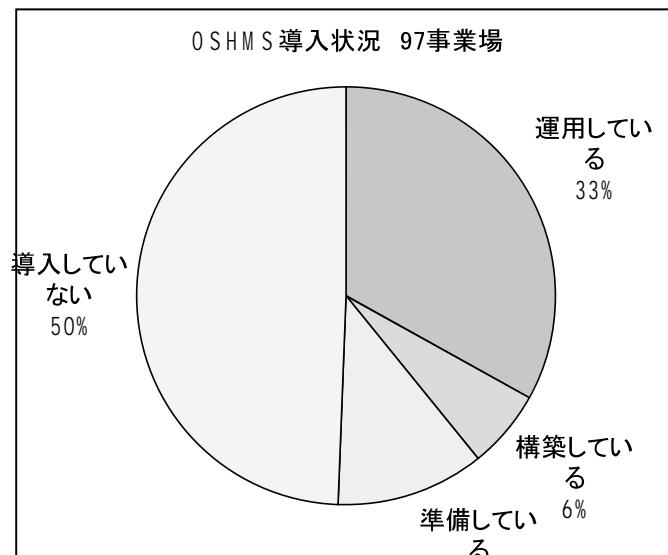


厚生労働省・中央労働災害防止協会 H16 リーフレットから

山口県内製造業事業場の取り組み状況

平成 19 年に山口産業保健推進センターで、従業員数 100 人以上の事業場を対象に調査しました。

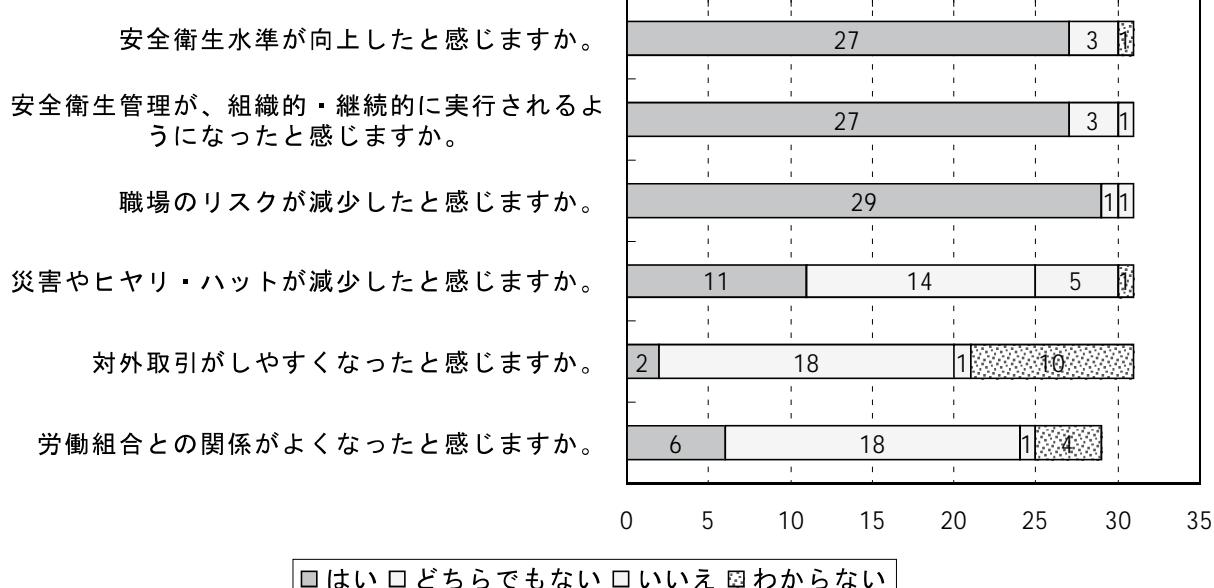
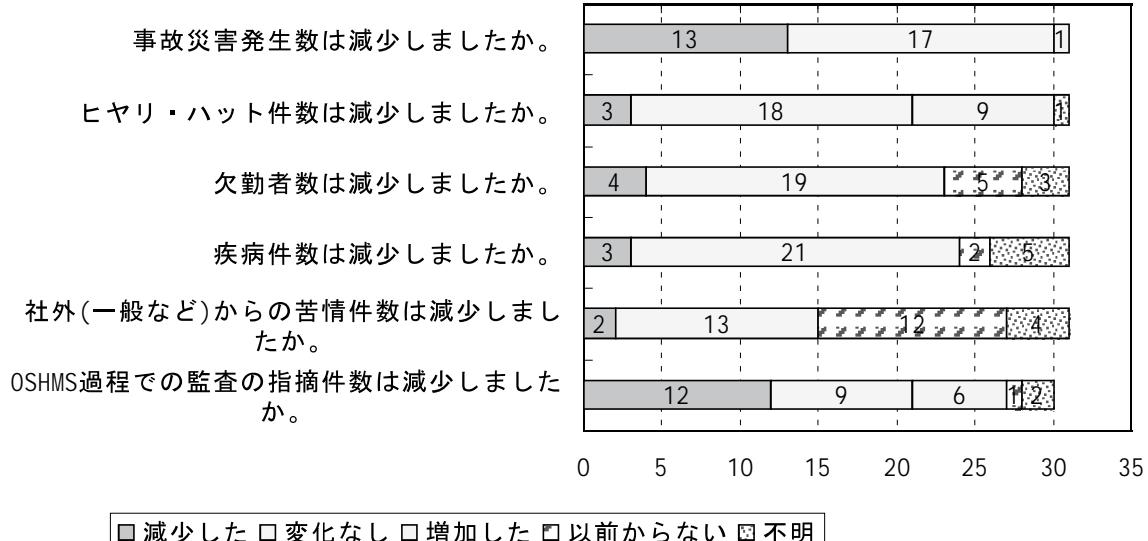
取り組み状況



全国も、山口県内も、OSHMS 導入事業場は増加しています。

取り組み後の変化（31事業場）

導入した事業場では、安全衛生水準が向上し、より組織的・継続的な管理が行われるようになり、職場のリスクや事故災害発生件数が減少することもあります。



平成 20 年山口産業保健推進センターの取り組み

山口産業保健推進センターでは、平成 20 年に労働者健康福祉機構の産業保健調査事業の支援を受けて、センター業務である産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発事業として、11か 12 月ごろに OSHMS 導入に関する研修会を開催する予定です。

山口産業保健推進センター宛て

FAX 083-933-0106

ご質問・ご意見がございましたら、ご連絡ください。

今回のリーフレットについて、

ご不明な点はございませんか。

労働安瀬衛生委員会や他の部署など、事業場内の資料とするなら、
どのような内容を掲載してほしいですか。

OSHMSについて、一般的な質問はございますか。
その他、ご意見、ご質問があればご自由にお書きください。

発信者 日付

事業場名

担当者